

山口県報

平成28年
3月31日
(木曜日)

目次

- 公安委規則
山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則……………一
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 (一件)……………四



山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号)第十三条第二項の規定に基づき、山口県公安委員会に対する審査請求の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則における用語の意義は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)に定めるところによる。

(審理官)

第三条 山口県警察本部長(以下「本部長」という。)は、山口県公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁(法に規定する審査庁としての山口県公安委員会をいう。以下同じ。)が行う当該審査請求に係る審理に関する事務について必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる山口県警察本部(以下「本部」という。)の職員のうちから当該事務を補佐する者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に対し書面により通知するものとする。ただし、法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により二人以上の者を指名する場合には、そのうち一人を当該者が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第一項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならぬ。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人

三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四 審査請求人の代理人

五 前二号に掲げる者であった者

六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七 利害関係人

4 本部長は、第一項の規定による指名を受けた者(以下「審理官」という。)が前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至ったときは、当該指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、必要な審理を終えることができるものと認めるときは、速やかに、審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出しなければならない。

6 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第十五条の三に規定する審査請求及び山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十一条の三に規定する審査請求については、前各項の規定は、適用しない。

(物件の提出)

第四条 法及び行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号。以下「令」という。)の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、本部を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知の方式等）

第六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可に係る利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第七条 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

（執行停止の通知）

第八条 審査庁は、法第二十五条第二項に規定する執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（審査庁以外の処分庁に限る。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第二十五条第二項の申立てがあつた場合において、同項に規定する執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

（執行停止の取消しの通知）

第九条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知等）

第十条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあつたときは、法第三十二条第一項若しくは第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）及び法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件（以下単に「物件」という。）をその提出人に返還しななければならない。この場合において、証拠書類等及び物件の返還は、還付請求と引換えに行わなければならない。

（弁明書の提出の要求の方式）

第十一条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

（反論書等を提出すべき相当の期間の通知）

第十二条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項の相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（意見の陳述の招集の通知の方式等）

第十三条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による指定及び招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

一 事件名

二 意見の陳述の日時及び場所

三 意見の陳述をした者の氏名及び住所

四 意見の陳述の要旨

（補佐人とともに出席することに係る許可の通知）

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等を提出すべき相当の期間の通知）

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（物件の提出の要求の通知等）

第十六条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場合に行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による職権に

よる物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第十七条 審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録を作成しなければならない。

一 事件名

二 提出を受けた年月日

三 提出人の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類等又は物件の標目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等又は物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、提出を受けた証拠書類等又は物件を留め置く必要がなくなったと認めるときは、速やかに、当該証拠書類等又は当該物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第十條第二項後段の規定は、法第五十三條及び前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る通知)

第十八條 審査庁は、証拠書類等又は物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述等の通知等)

第十九條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の申立てが行われた場合において、同條の規定による陳述又は鑑定を求め、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の規定による職権による陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。

3 第十三條第二項の規定は口頭による法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の規定による陳述について、第十六條第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第二十條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第一項の申立てが行われた場合において、同項の検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第一項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

一 事件名

二 検証の日時及び場所

三 立会人の氏名及び住所

四 検証の結果

4 第十六條第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第二十一條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の申立てが行われた場合において、同條の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該質問を受けるべき者に対し、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第十三條第二項の規定は口頭による法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の規定による質問について、第十六條第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第二十二條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第一項の規定により招集しようとするときは、書面により、その期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第十三條第二項の規定は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第二十三條 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八條第二項の規定による提出書類等の提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八條第三項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書を送付して行うものとする。

(審理手続の併合又は分離の通知)

第二十四條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九條の規定により審理手続を併合し、又は分離したときは、審理関係人に対し、書面によ

りその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

第二十五条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(公示の方法による送達の方法)

第二十六条 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての山口県公安委員会に対する不服申立てであつて、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

山口県公安委員会告示第五号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県山口警察署の部大内交番の項所管区の欄中「大内氷上七丁目」の下に「、大内小京都、大内問田一丁目、大内問田二丁目、大内問田三丁目、大内問田四丁目、大内問田五丁目、大内姫山台」を加え、同表山口県宇部警察署の部流川交番の項所管区の欄中「のうち」の下に「黒石北一丁目、黒石北二丁目、黒石北三丁目、黒石北四丁目、黒石北五丁目」を加える。

山口県公安委員会告示第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

山口県公安委員会

表山口県小串警察署の部湯玉警察官駐在所の項の前に次のように加える。

角島警察官 連絡所	下関市豊北 町大字角島
--------------	----------------

表山口県小串警察署の部神玉警察官駐在所の項の次に次のように加える。

神田警察官 駐在所	下関市豊北 町大字神田	下関市豊北町大字角島、大字神田
--------------	----------------	-----------------

表山口県小串警察署の部角島警察官駐在所の項から島戸警察官駐在所の項までを削る。

表山口県萩警察署の部新川交番の項所管区の欄中「を除く。」の下に「、大字椿」を加え、同部江崎幹部交番の項の次に次のように加える。

萩駅前警察 官連絡所	萩市大字椿
---------------	-------

表山口県萩警察署の部萩駅前警察官駐在所の項を削る。